

# 第19回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 6年12月26日(木) 午後 4時00分  
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 6年12月26日(木) 午後 4時00分
2. 閉会時間 令和 6年12月26日(木) 午後 4時43分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 15名  
2番 田上 豊                      3番 森 浩則                      4番 稲田 勝  
5番 水本 正一郎                  6番 林田 靖仁                      8番 尾崎 栄  
9番 松崎 慎太郎                  10番 入江 敏昭                      11番 森本 勝也  
12番 米田 公明                      13番 北尾 健一郎                      14番 祐田 久男  
17番 金子 利範                      18番 廣瀬 光徳                      19番 村里 枝美子
5. 欠席委員者の数 4名  
1番 北浦 守金                      7番 田浦 秀子                      15番 林田 了星  
16番 太田 武春
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 4名  
中央 稲田 保夫                      三之沢 島田 和典                      東空閑 柴田 利明  
戸田 稲田 浩敏
7. 報告事項  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について  
報告第2号 使用貸借解約通知書について  
報告第3号 新規就農者について
8. 議案  
第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について  
第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第3号議案 非農地証明願について  
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について  
第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について

議長

ただ今より、第19回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、1番 北浦 守金 会長、7番 田浦 秀子 委員、15番 林田 了星 委員、16番 太田 武春 委員は、所要のため欠席と連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから3ページに記載のとおりで、10件 24筆 25, 628平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集4ページから5ページに記載のとおりで、5件 8筆 14, 293平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集6ページに記載のとおりで、届出者は、のちほど上程する農地法第3条による農地を譲り受け、農業に従事する予定です。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明

します。

この案件は、令和6年9月総会 第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の1番にかかるもので、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請です。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 22平方メートルを公売により譲り受けるための申請です。

取得後の耕作面積は、1,547.34平方メートルで、農機具は、トラクター 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、現地調査員（…番 …… 委員）の現地調査の結果については、9月総会において、「今回の公売農地は、願出人所有の農地と一体になっているため、願出人が取得することが妥当だと考えます。通作距離は自宅より500メートルということで、問題なし」との報告がっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 …… 委員の退場を求めます。

（…… 委員 退場）

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、田 1筆 499平方

メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、12,685平方メートルで、農機具は、トラクター2台、田植機1台、テッダー1台、ハーベラー1台、フォークリフト1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は、43年の酪農業暦があります。

家族2人で酪農業を営み、水稻・飼料作物等を作付けし、自宅から300メートルということの問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

…番 …… 委員の入場を求めます。

( …… 委員 入場)

議長

第1号議案の2番は、許可することに決定しましたので、……委員に報告します。

議長

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 …… 委員の退場を求めます。

（ …… 委員 退場）

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、田 1筆 965平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、92,739.35平方メートルで、農機具は、トラクター 4台、田植機 1台、コンバイン 1台、キャリー 5台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

（ …… 委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は、33年の農作業歴があります。

家族4人で農業を営み、水稻・白菜・人参・ブロッコリー等を作付けし、自宅から500メートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

……番 …… 委員の入場を求めます。

( …… 委員 入場)

議長

第1号議案の3番は、許可することに決定しましたので、……委員に報告します。

議長

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、4番に記載のとおりで、畑 2筆 920平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、15,177平方メートルで、農機具は、トラクター 3台、耕運機 1台、田植機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

( …… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は、43年の農作業歴があります。

家族3人で農業を営み、水稻・人参・玉葱・西瓜などを作付けし、自宅から車で7分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、5番に記載のとおりで、畑 1筆 219平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、14,212平方メートルで、農機具は、トラクター 2台、耕運機 3台、田植機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

( …… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について報告します。

譲受人は、48年の農作業歴があります。

家族4人で農業を営み、水稲・サツマイモ・レタス・人参などを作付けし、自宅から車で6分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番について説明します。

6番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、6番に記載のとおりで、畑 1筆 943平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、1,239平方メートルで、農機具は、管理機 1台、草刈機 1台、チェーンソー 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

( …… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番について報告します。

譲受人は、30年の農作業歴があります。

妻と農業を営み、コスモス・柿などを作付けし、自宅の隣接地ということ、また遊休農地解消ということで問題なしとみております。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の6番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番について説明します。

7番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、7番に記載のとおりで、田 1筆 962平方メートル、畑 4筆 3,017平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、98,568.49平方メートルで、農機具は、トラクター 3台、コンバイン 3台、田植機 3台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番について報告します。

譲受人は、41年の農作業歴があります。

家族3人で農業を営み、水稻・とうもろこし・白菜・レタスなどを作付けし、車で20分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第1号議案の7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の7番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番について説明します。

8番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、8番に記載のとおりで、畑 1筆 1,427平方メートルを売買するための申請です。

譲受人は、新規就農者ですが、5年ほど前からアボガドの会から助言を受けながら、アボガドの自家栽培を始めています。取得後の耕作面積は、1,427平方メートルで、農機具は、耕運機1台、管理機1台、テラー1台、草刈機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

( …… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番について報告します。

譲受人は、基礎知識・技術の助言を受け、5年前よりアボカドの栽培を始め、現在も作付けしており、自宅から1.4キロメートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の8番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の9番について説明します。

この案件は、令和6年9月総会 第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の3番にかかるもので、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請です。

9番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、9番に記載のとおりで、田 1筆 417平方メートル、畑 1筆 18平方メートルを公売により譲り受けるための申請です。

取得後の耕作面積は、5,615平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、管理機 1台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、現地調査員(…… 委員)の現地調査の結果については、9月総会において、「願出人は2年3ヶ月の農作業歴があります。

島原ではさつま芋を作付けし、太良町ではみかんを作付け予定と伺っております。

妻と共に耕作しており、自宅から10キロメートルということで問題なし」との報告がっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の9番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の9番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の9番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、1番に記載のとおりで申請地531平方メートルを譲り受け、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層居住専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

( …… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は畑、南側は道路、西側は宅地及び農地となっています。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、2番に記載のとおりで申請地786平方メートルを譲り受け、木造二階建住宅を建築し、また、事業用車両、資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層居住専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側は農地、西側は宅地となっております。

盛土により造成し、雨水は溜桝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、3番に記載のとおりで申請地45平方メートルを譲り受け、進入路用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層居住専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

( …… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側、西側は農地となっています。現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、1番に記載のとおりで、平成12年月日不詳頃から、宅地（住宅への進入路）として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は農地、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、2番に記載のとおりで、平成8年2月1日頃から、宅地（農業用施設用地）として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

( …… 委員)

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側、東側は道路、南側は雑種地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、3番に記載のとおりで、平成11年月日不詳頃から、農機具置場、農業用資材置場、宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

( …… 委員)

第3号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、3筆とも申請者の自宅の周辺に位置しています。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

所有権移転について、議案集11ページに記載のとおりで 5件 6筆、4,797.00平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

次に、第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について説明します。

議案集の12ページから15ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、73筆、70,752.00平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページから3ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構に対する要請にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、26名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

議案集14ページをご覧ください。

ナンバー52から15ページ、ナンバー63についてであります。11月総会第5号議案において、同じ農地の出し手から、同じ農地の受け手へ、令和7年1月10日から10年間の貸借として議案上程し議決後、農地中間管理機構に対し要請していましたが、改めて、令和7年2月10日から10年間の賃貸として、「農用地利用集積等促進計画(案)」が再提出されましたので、11月総会の契約ではなく、今月の第5号議案の期間で、農地中間管理機構に対し要請することとなりますことをご報告いたします。

今後、このようなことがないよう、農林課、農地中間管理機構と協議してまいります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第19回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。  
これで、第19回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時43分